

議案第18号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

低所得者の保険料軽減について、平成30年11月22日付厚生労働省老健局介護保険課事務連絡により、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて軽減強化を行っている。

なお、保険料軽減強化は、消費税率10%への引き上げによる財源の手当であるため、令和元年度の保険料は軽減幅の半分の水準に設定しており、令和2年度以降に完全実施されることになる。

2 改正内容

○低所得者（第1～3段階）保険料軽減強化の完全実施

条例第2条第1項第1号に規定する第1段階保険料33,562円について、令和2年度は26,850円とする。

条例第2条第1項第2号に規定する第2段階保険料55,937円について、令和2年度は44,750円とする。

条例第2条第1項第3号に規定する第3段階保険料64,887円について、令和2年度は62,650円とする。

段階	対象者	令和2年度			(参考) 令和元年度
		金額	割合	金額	割合
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	金額	26,850円	33,562円	
		割合	0.3	0.375	
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	金額	44,750円	55,937円	
		割合	0.5	0.625	
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	金額	62,650円	64,887円	
		割合	0.7	0.725	

3 附則

令和2年4月1日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>26,850円</u>とする。</p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>44,750円</u>とする。</p> <p>7 第1号第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>62,650円</u>とする。</p> <p>8 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>33,562円</u>とする。</p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>55,937円</u>とする。</p> <p>7 第1号第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>64,887円</u>とする。</p> <p>8 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。